

仕 様 書

1 業務名
荷物配達業務

2 業務履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の内容
札幌市（以下「委託者」という。）から差し出された荷物を、受託者が委託者の指定する宛先へ配達する業務。

(1) 業務を行う日

業務の履行日は、次に定める日を除く全ての日とする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 集荷場所及び集荷時間

ア 集荷場所は以下のとおりとする。

(ア) 札幌市役所本庁舎内の文書集配センター（中央区北1条西2丁目）

(イ) 札幌市役所本庁舎内の(ア)以外の場所（中央区北1条西2丁目）

(ウ) 大通バスセンタービル（中央区南1条東1丁目）

(エ) 札幌市保健所（中央区大通西19丁目）

(オ) STV北2条ビル（中央区北2条西2丁目）

(カ) 札幌時計台ビル（中央区北1条西2丁目）

(キ) ORE札幌ビル（中央区北2条西1丁目）

(ク) 札幌市円山動物園（中央区宮ヶ丘3丁目）

(ケ) 札幌市児童福祉総合センター（中央区北7条西26丁目）

(コ) 視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19丁目）

(サ) 札幌市公文書館・豊水拠点倉庫（中央区南8条西2丁目）

(シ) 札幌市菊水分庁舎・菊水拠点倉庫（白石区菊水1条3丁目）

イ 集荷時間は以下のとおりとする。

(ア) アの(ア)の場所については業務を行う日の16時00分～16時30分（時間厳守）。

(イ) アの(イ)から(ケ)までの場所については、それぞれの場所で月2回程度、業務を行う日の9時から17時までの時間内でその都度委託者が指定する。

(ウ) アの(コ)から(シ)の場所については、年1回から2回程度、業務を行う日の9時から17時までの時間内でその都度委託者が指定する。

ウ 集荷場所及び集荷時間については、業務の遂行上必要な場合には、委託者、受託者協議の上で追加・変更することができる。

(3) 集荷方法

ア 集荷する際は、委託者が集計する配達物の内訳を示した書類（差出票）の交付を必ず受けること。また、実際に集荷した配達物の内訳に修正がある場合は、速やかに委託者に報告すること。

イ 配達物が大量にあり、委託者が配達区分に応じた仕分けを行う必要がある場合は、事前に委託者、受託者で協議すること。

(4) 配達対象物等

本業務での対象となる荷物は、以下のとおりとする。

ア 郵便法第4条第2項に規定する「信書」に該当しない物を内容物とするもの。

ただし、郵便法第4条第3項に規定する添え状、送り状を同封することがある。

イ 1梱包の重さは25kg以内

ウ 1梱包の最大の大きさは、長さ・幅・厚さの合計（以下「3辺計」という）が160cm以内

エ 荷物便及び配達先等の管理に要するラベル類が必要な場合は、受託者の負担で調達する。なお、ラベル類の調達にあたり、発送元の所属及び送付先等の印字は、委託者の指示を受けて行う。印字が大量になる場合は、委託者、受託者で協議すること。

(5) 配達区分及び返送費用

ア サイズの違いで以下の区分に分ける。

(ア) 60 サイズ 3辺計が60cm以内

(イ) 80 サイズ 3辺計が60cmを超えて80cm以内

(ウ) 100 サイズ 3辺計が80cmを超えて100cm以内

(エ) 120 サイズ 3辺計が100cmを超えて120cm以内

(オ) 140 サイズ 3辺計が120cmを超えて140cm以内

(カ) 160 サイズ 3辺計が140cmを超えて160cm以内

イ 送付先の違いで以下の区分に分ける。

(ア) 札幌市内

(イ) 北海道内（札幌市内を除く。）

(ウ) 東北（青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県）

(エ) 関東甲信越（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県・長野県・新潟県）

(オ) 北陸・東海（石川県・富山県・福井県・岐阜県・三重県・静岡県・愛知県）

(カ) 近畿（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・兵庫県）

(キ) 中国・四国・九州（鳥取県・岡山県・島根県・広島県・山口県・愛媛県・香川県・徳島県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県）

(ク) 沖縄（沖縄県）

ウ 荷物が返送された場合、復路分の運賃はかからないものとする。

(6) 配達に要する日数

以下に示す日数であること。ただし、悪天候による大幅なダイヤの乱れがあった場合や、一度に集荷する配達物が大量の場合等は、可能な限り以下の日数で配達するよう努めることとし、遅れが生じる場合は、事前に委託者、受託者が協議し、配達に要する日数を確認すること。

ア 北海道内 発送日から3日以内

イ 北海道外 発送日から5日以内

※ただし、離島（北海道・本州・九州・四国本土・沖縄本島以外の島）は除く。

(7) 配達

受託者は荷物便の配達に当たっては汚損、破損、滅失等を防止するよう努めなければならない。

(8) 集計（月報）

受託者は、毎月の差出内容について数量及びその内訳等を委託者に報告しなければならない。なお、報告書の様式及び報告の方法については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

4 送付予定数量

別表のとおり。なお、記載した予定数量は本業務の履行についての最低送付数を保証するものではない。

5 その他

- (1) 集荷時に必要な書類等については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。
- (2) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情により、集荷後、配達先までの間に他の事業者へ配達業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様に記載のなき事項又は疑義が生じた場合には、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行につき本仕様の内容を熟知した職員を派遣し、常に円滑な推進に努め、業務の停滞や混乱等が起らないようにしなければならない。

別表

予定数量

区 分		60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ
荷物の送付先	札幌市内	250 個	2,180 個	920 個	170 個	50 個	20 個
	北海道内	20 個	30 個	30 個	20 個	10 個	10 個
	東北	10 個	10 個	20 個	10 個	10 個	10 個
	関東甲信越	30 個	130 個	140 個	50 個	20 個	10 個
	北陸・東海	10 個	30 個	30 個	20 個	10 個	10 個
	近畿	10 個	30 個	20 個	10 個	10 個	5 個
	中国・四 国・九州	10 個	20 個	40 個	10 個	5 個	5 個
	沖縄	5 個	5 個	10 個	5 個	5 個	5 個